

【各種申請手続に伴う個人番号の記載及び確認について】

平成28年1月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、介護認定申請をはじめとする各種申請手続（※）の際に、原則、個人番号の記載が必要となっています。これに伴い、個人番号や本人の身元を確認する書類の提示等が必要です。申請者本人の状態等に応じて、1～5のいずれかの方法で、申請手続を行ってください。

※個人番号の確認等が必要となる申請手続の例

介護保険要介護・要支援認定申請、介護保険負担限度額認定申請、介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請、介護保険福祉用具購入費支給申請、介護保険住宅改修費支給申請 被保険者証等再交付申請 保険料減免申請 他

1 申請者本人が、申請手続をされる場合

申請書を受け付ける際に、（ア）本人の身元確認及び（イ）本人の個人番号を確認させていただくことになります。必要な書類については、下記のとおりです。

（ア）本人の身元確認のため提示をお願いする書類（①～③のうち、1点）

① 個人番号カード

② 運転免許証等

③ 官公署から発行された書類で、写真の表示等があり、氏名及び生年月日又は住所の記載がされているもの

※上記書類の提示が困難な場合は、所定の書類を2点以上提示していただくことになります。

（例）介護保険被保険者証、負担割合証、医療保険被保険者証、年金手帳等

（イ）個人番号確認のため提示等をお願いする書類等

・申請書に個人番号の記載ができる場合

（①～④のうち1点で、④については提出いただくことになります。）

① 本人の個人番号カード

② 本人の通知カード

③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し

④ 対象者の個人番号の申立書（様式2）

・申請書に個人番号を記載できない場合

番号関係書類の提示が困難である申立書（様式3）を提出してください。

2 申請手続きを代理人に委任される場合

申請書を受け付ける際に、(ア)代理権、(イ)代理人の身元確認及び(ウ)本人の個人番号を確認させていただくことになります。必要な書類については、下記のとおりです。

(ア) 代理権確認のため提示をお願いする書類

区 分	必 要 書 類
法定代理人(※1)	委任状(様式1)又は成年後見等開始審判書の写し その他その資格を証明できる書類
任意代理人(※2)	委任状(様式1)

(注) 上記書類の提出が困難な場合は、申請者本人の介護保険被保険者証などの書類の提示が必要になります。

※1 成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人等をいいます。

※2 上記以外の代理人(親族など)をいいます。

(イ) 代理人の身元確認のため提示をお願いする書類(①～③のうち、1点)

① 代理人の個人番号カード

② 運転免許証等

③ 官公署から発行された書類で、写真の表示等があり、氏名及び生年月日又は住所の記載がされているもの

※上記書類の提示が困難な場合は、所定の書類を2点以上提示していただくことになります。

(例) 介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、年金手帳等

(ウ) 個人番号確認のため提示等をお願いする書類等

・申請書に個人番号の記載がある場合

(①～④のうち1点で、④は提出いただくことになります。)

① 本人の個人番号カード(又は写し)

② 本人の通知カード(又は写し)

③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し及び住民票記載事項証明書(又は写し)

④ 対象者の個人番号の申立書(様式2)

・申請書に個人番号の記載ができない場合

番号関係書類の提示が困難である申立書(様式3)を提出してください。

3 申請書を郵送される場合

区 分	必 要 書 類
申請者本人	本人の身元確認ができる書類 . . . 1 (ア) 参照
	本人の個人番号が確認できる書類又は申立書 (様式2又は様式3) . . . 1 (イ) 参照
代 理 人	代理権が確認できる書類 (委任状等) . . . 2 (ア) 参照
	代理人の身元確認ができる書類 . . . 2 (イ) 参照
	申請者本人の個人番号が確認できる書類又は申立書 (様式2又は様式3) . . . 2 (ウ) 参照

※委任状(様式1)及び申立書(様式2又は様式3)は、原本を同封してください。

4 申請書の提出のみを誰かにお願いされる場合

申請書等の必要事項の記入はできるが、市役所窓口に出向くことが困難で申請書等の提出のみをお願いされる場合の必要書類については、次のとおりです。

必 要 書 類
申請者本人の身元確認ができる書類 . . . 1 (ア) 参照
申請者本人の個人番号が確認できる書類又は申立書 (様式2又は様式3) . . . 1 (イ) 参照

※申立書は、原本を提出してください。

5 代理権の授与が困難で、申請等の代行をお願いされる場合

申請者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難である場合は、申請書等に個人番号を記載せず、従来どおり申請手続きを行ってください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記のお問い合わせ先まで、ご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所 福祉保健部 高齢者支援課 介護保険担当
電 話 42-4261 (直通)
ファックス 42-0048